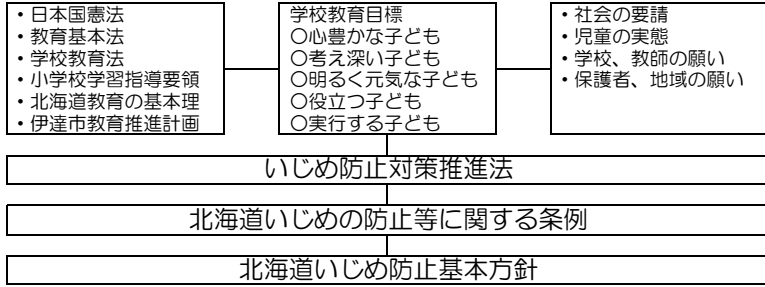


伊達市立稀府小学校 いじめ防止基本方針

構造図

平成31年度 改訂



「いじめ」とは  
 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 （いじめ防止対策推進法第一章第二条）

本校のいじめに対する基本認識	
重点	①いじめは、決して許されるものではない
	②いじめられた児童の立場を第一に考える
	③いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。</li> <li>・いじめられる側にも何らかの原因があるという考え方はあってはならない。</li> <li>・その行為により傷害、暴行、窃盗、恐喝等の犯罪行為が含まれる。</li> <li>・教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。</li> <li>・家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。</li> <li>・学校、家庭、地域などすべての関係者が一体となって取り組むべきである</li> </ul>

未然防止	いじめ予防組織
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の自尊感情とコミュニケーション能力の育成</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・情報モラル授業の実施及び講演会の開催</li> <li>・実態把握アンケート、生活アンケート、児童理解ツール「ほっと」の活用</li> <li>・教育相談の充実</li> <li>・人権教室の実施</li> <li>・定期的な教職員間の児童実態交流</li> <li>・児童会によるいじめ防止の主体的取組</li> <li>・学校・保護者・地域における協力・協働</li> </ul>	①いじめ対策委員会 ②役割 いじめに対する学校の方針、取組内容、取組の周知、取組のための準備物用意 ③構成員 校長、教頭、生徒指導担当者

いじめ防止基本方針 1-1

予防・改善・充実

未然防止

早期解決	いじめ対応組織
<b>一次対応（緊急対応）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係の正確な把握</li> <li>・被害児童の安全確保と心のケア</li> <li>・生徒指導委員会による対応の検討</li> <li>・全教職員に情報と対応の共有化、協働体制</li> <li>・保護者に事実と今後の対応を報告</li> </ul> <b>二次対応（短期対応）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童への支援</li> <li>・加害児童への指導</li> <li>・全体指導</li> </ul> <b>三次対応（長期対応）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童のアフターケア</li> <li>・被害児童の集団参加促進</li> <li>・加害児童への言動観察</li> <li>・観衆・傍観者の言動観察</li> <li>・再発防止への組織的取組</li> <li>・道徳授業の工夫・改善</li> <li>・未然予防策の見直し・改善</li> </ul>	①生徒指導委員会 ②役割 いじめの事実関係の確認、情報の共有化、対応の ③構成員 校長、教頭、生徒指導担当 ↓ <b>学校、保護者、地域の連携</b> ①拡大生徒指導委員会 ②役割 いじめの事実関係の確認、情報の共有化、対応 ③構成員：校長、教頭、担任、生徒指導担当、養護教諭、関係教職員、PTA会長、学校運営協議会委員、連合自治会長（外部専門家、SC）

月	「いじめ対策委員会」の取組	全教職員での取組
前期	4月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する学校の方針、取組内容の検討</li> <li>・望ましい集団づくりのための取組検討</li> </ul> 5月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する方針の保護者への周知</li> </ul> 6月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ把握アンケートの準備</li> <li>・いじめ把握アンケートの集計結果の公表</li> <li>・生活アンケートの準備</li> <li>・児童理解ツール「ほっと」の準備</li> <li>・教育相談実施要項の検討、準備</li> </ul> 7月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ未然防止に向けての保護者啓発</li> </ul> 8月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期の反省と後期の取組検討</li> </ul> 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の方針、取組内容の確認</li> <li>・いじめの定義、基本認識の確認</li> <li>・児童実態交流会</li> <li>・児童実態交流会</li> <li>・いじめ把握アンケートの実施</li> <li>・生活アンケートの実施</li> <li>・児童理解ツール「ほっと」</li> <li>・教育相談の実施</li> <li>・児童実態交流会</li> </ul>
後期	10月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ把握アンケートの準備</li> </ul> 11月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ把握アンケートの集計結果の公表</li> <li>・生活アンケートの準備</li> <li>・教育相談実施要項の検討、準備</li> </ul> 12月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期の取組の反省と次年度の取組の検討</li> </ul> 1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童実態交流会</li> <li>・児童実態交流会</li> <li>・生活アンケートの実施</li> <li>・教育相談の実施</li> <li>・児童実態交流会</li> <li>・児童実態交流会</li> <li>・児童実態交流会</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教室の開催</li> <li>・情報モラル教室及び情報モラル講演会の開催</li> <li>・道徳科の授業改善と充実、「きみがいちばんひかるとき」の活用</li> </ul>	

いじめの発見

早期発見	早期発見組織
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による子ども達の日常の言動観察</li> <li>・保護者における子どもの観察と学校との連携</li> <li>・いじめ実態把握アンケート、本校独自の生活アンケート</li> <li>・児童理解ツール「ほっと」による児童理解と早期発見</li> <li>・教育相談を計画的に実施</li> <li>・定期的な児童実態交流会</li> <li>・日常的な職員室での児童実態交流</li> </ul>	①児童実態交流会 ②役割 月1回の全教職員による全校児童の実態交流 ③構成員：全教職員